

訪問看護医療情報連携加算に向けた SNS 利用の安全管理まとめ

訪問看護ステーションが「訪問看護医療情報連携加算」の算定を目指すにあたり、参照すべき2つの重要なガイドライン（HISPROのSNS利用注意事項および厚生労働省の医療情報システム安全管理ガイドライン）の要点をわかりやすくまとめました。

1. 全体像と基本的な考え方

医療・介護の現場で多職種連携を行う際、SNSは非常に便利ですが、患者様の機微な個人情報を取り扱うため、一般的なSNS（LINEやFacebookなど）をそのまま業務に利用することはセキュリティ上不適切です。

厚生労働省のガイドラインでは、「SNS等のWebサービスを利用して患者の医療情報を取り扱う場合、当該サービスは医療情報システムに該当し、ガイドラインの基準を満たす必要がある」と明記されています [1]。

その具体的な対策の参考として、HISPRO（保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会）の注意事項を参照するよう求めています。

2. HISPRO「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」の要点

HISPROの文書では、SNSを「パブリックSNS（公開型）」と「プライベートSNS（非公開型）」に分類し、医療情報連携には**プライベートSNSの利用が必須**であるとしています [2]。

プライベート SNS（非公開型）とは

あらかじめ決められた範囲の連携体（医療・介護関係者など）のみで使用するSNSです。一般のユーザーは加入できず、インターネット上に情報が広く公開されることはありません。

導入・運用における3つの対策ポイント

HISPROでは、以下の3つの側面から対策を講じることを求めています。

① 契約面の対策

- **患者の同意取得:** 患者や家族に対し、SNSの利用目的や対策事項を説明し、必ず同意を得ること。
- **責任の明確化:** サービス提供事業者との間で責任分界点を明確にし、個人情報保護方針が策定されていること。
- **サービスの継続性:** 診療等に不可欠なサービスが突然停止・終了しないよう確認すること。

② 運用面の対策

- **ルールの策定と教育:** 個人情報や医療情報を取り扱う際のルールを定め、職員に対して十分な教育を行うこと。
- **アクセス権の適切な設定:** 職種や役割に応じて、必要な情報だけが閲覧できるようアクセス権（情報の共有範囲）を適切に設定すること。
- **端末の管理:** SNSを利用する端末（スマートフォンやタブレット等）の管理ルールを定め、紛失時の対応手順を明確にしておくこと。

③ 技術面の対策

- **利用者認証:** ID/パスワードや電子証明書などにより、利用者の識別・認証が確実に行われること。
- **通信と保存の暗号化:** 通信経路の暗号化はもちろん、端末やサーバーに保存される情報も暗号化されていること。
- **ログの取得と管理:** 誰がいつアクセスしたかのログを取得し、そのログが改ざん・削除されないよう保護されていること。
- **端末のセキュリティ:** ウイルス対策ソフトの導入や、安全なネットワーク（VPN等）の利用が確保されていること。

3. 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の要点

厚生労働省のガイドライン（最新の第6.0版）では、医療機関等の外部からシステムに接続する場合（訪問看護など）の要件が定められています [3]。

外部からのアクセス（テレワーク・訪問先からの利用）に関する要件

訪問看護の現場など、施設外からスマートフォンやタブレットで患者情報にアクセスする場合、以下の対策が求められます。

対策項目	具体的な内容
事前の許可と権限設定	外部から接続できる職員を事前に許可し、利用権限の範囲を明確に設定すること。
強固な認証	外部環境から接続する際は、多要素認証（二要素認証など）を用いて確実な本人確認を行うこと。
安全な通信経路	オープンなネットワーク（公衆 Wi-Fi など）を利用する場合は、VPN 技術等を用いて盗聴やなりすましを防止し、通信の安全性を確保すること。
端末の安全管理	仮想デスクトップ（VDI）の利用や、ユーザー権限を厳格に管理した専用端末の貸与などにより、端末内にデータが残らない仕組みや安全な環境を構築すること。
BYOD（私用端末）の制限	個人のスマートフォン等を業務利用する場合、医療機関の管理が及ばないためリスクが高くなります。利用する場合は、ガイドラインに沿った厳格なセキュリティ措置（MDM の導入など）が必須となります。

4. 訪問看護ステーションとしての具体的なアクションプラン

訪問看護医療情報連携加算の算定に向けて、以下のステップで準備を進めることをお勧めします。

- 1 **適切なシステムの選定:** MCS（MedicalCare STATION）などの、HISPRO の基準や厚労省ガイドラインに準拠した「医療・介護専用のプライベート SNS」を選定・導入する。
- 2 **運用規程の整備:** SNS 利用に関する運用ルール（利用目的、アクセス権限、端末管理、紛失時対応など）を文書化する。
- 3 **患者同意書の作成:** SNS を用いて多職種間で情報共有を行うことについての説明書および同意書を作成し、運用を開始する。
- 4 **職員教育の実施:** 策定したルールに基づき、全職員に対してセキュリティ教育と SNS の適切な利用方法についての研修を実施する。

参考文献

- [1] 厚生労働省: 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版 (概 Q-8)
- [2] 日本医師会: 「新たな日医 IT 化宣言」 「医療・介護における多職種連携の推進」 付録 3 (HISPRO 「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」 の内容を含む)
- [3] 厚生労働省: 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版 (システム運用編 7.2 医療機関等外から医療情報システムに接続する利用の場合への対策)